



医療相談室です

Q：要介護度ってなあに？どのようにして決まるの？

A：介護保険のサービスを利用するにあたって、介護がどの程度必要であるかを各市町村が調査します。その結果、介護が必要ないと判定された方は「自立」、何らかの介護が必要と判定された方はどれくらい介護が必要かによって「要支援・要介護1・2・3・4・5」と6段階に分類し認定します。自立と認定された方は介護保険でのサービスを受けることは出来ません。要支援や要介護の認定を受けた方はその結果によって利用できる介護サービスの支給限度額が決まります。

< 要介護度の認定を受けるには・・・ >

住民票のある市町村の介護保険課に申請を出します。

認定調査と主治医の意見書にて、ご本人の心身の状況を伺います。

の結果をもとにどの位介護が必要であるか介護認定審査会にて判定します。

判定結果を認定し、申請から30日以内にご本人へ認定結果を通知します。

認定調査

主治医の意見書

介護認定審査会

自立・要支援・要介護1・2・3・4・5

ご本人へ通知

要介護認定の結果に不服がある時は60日以内に各都道府県の介護保険審査会に審査請求をする事が出来ます。

詳しくは当院2階にあります 地域医療連携室にてご相談させていただきますのでお気軽にお声掛け下さい。